



- ※1 サービス管理責任者の全分野及び児童発達支援管理責任者のカリキュラムを統一し、共通で実施する（他分野に従事する際の再受講は必要なし）。
- ※2 基礎研修は、実務経験年数に達する2年前から受講できる（相談支援業務：3年、直接支援業務：6年、国家資格者による相談・直接支援：1年）。
- ※3 実践研修は、基礎研修修了者（相談支援従事者初任者研修（講義部分）の修了+基礎研修（講義・演習）の修了）となった日以後、実践研修受講前5年間に通算して2年以上、相談支援業務又は直接支援業務に従事した者が受講できる。
- ※4 既にサービス管理責任者等が配置されている事業所に限り、基礎研修修了者が個別支援計画の原案作成に係る業務を行うことができる。また、当該基礎研修修了者を配置することにより、サービス管理責任者等を2人配置したものとみなすことができる。
- ※5 基礎研修受講時点で既に実務経験要件（3～8年）を満たしている者については、基礎研修修了後のOJTを個別支援計画作成の一連の業務で行い、その旨を指定権者に届出を行っている（又は予定）場合には、OJTの期間は6か月以上とする例外措置が設けられた。（令和5年6月30日施行）
- ※6 「個別支援計画作成の一連の業務」とは、利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援会議への参加等。
- ※7 指定権者への届出の方法等の詳細は、後日国から周知される予定。

＜更新研修について＞

- ・ 実践研修を修了した年度の翌年度を初年度として5年ごとに更新研修を受ける必要がある。
- ・ 更新研修は、更新研修受講時にサービス管理責任者等、管理者若しくは相談支援専門員として従事している実践研修修了者又は更新研修受講前5年間においてこれらの業務に2年以上従事していた実践研修修了者が受講できる。

＜研修体系等の見直しに係る経過措置＞

- 1 平成31年3月31日において現にサービス管理責任者等に該当する者は、実践研修修了者とみなす（ただし、令和6年3月31日までに更新研修を修了し、以後、修了日の属する年度の翌年度を初年度として5年ごとに更新研修を改めて修了することが必要）。
- 2 実践研修修了者が、定められた期間内に更新研修修了者とならなかった場合においては、改めて実践研修を修了することによって、再びサービス管理責任者等に係る研修修了要件を満たすことができる。